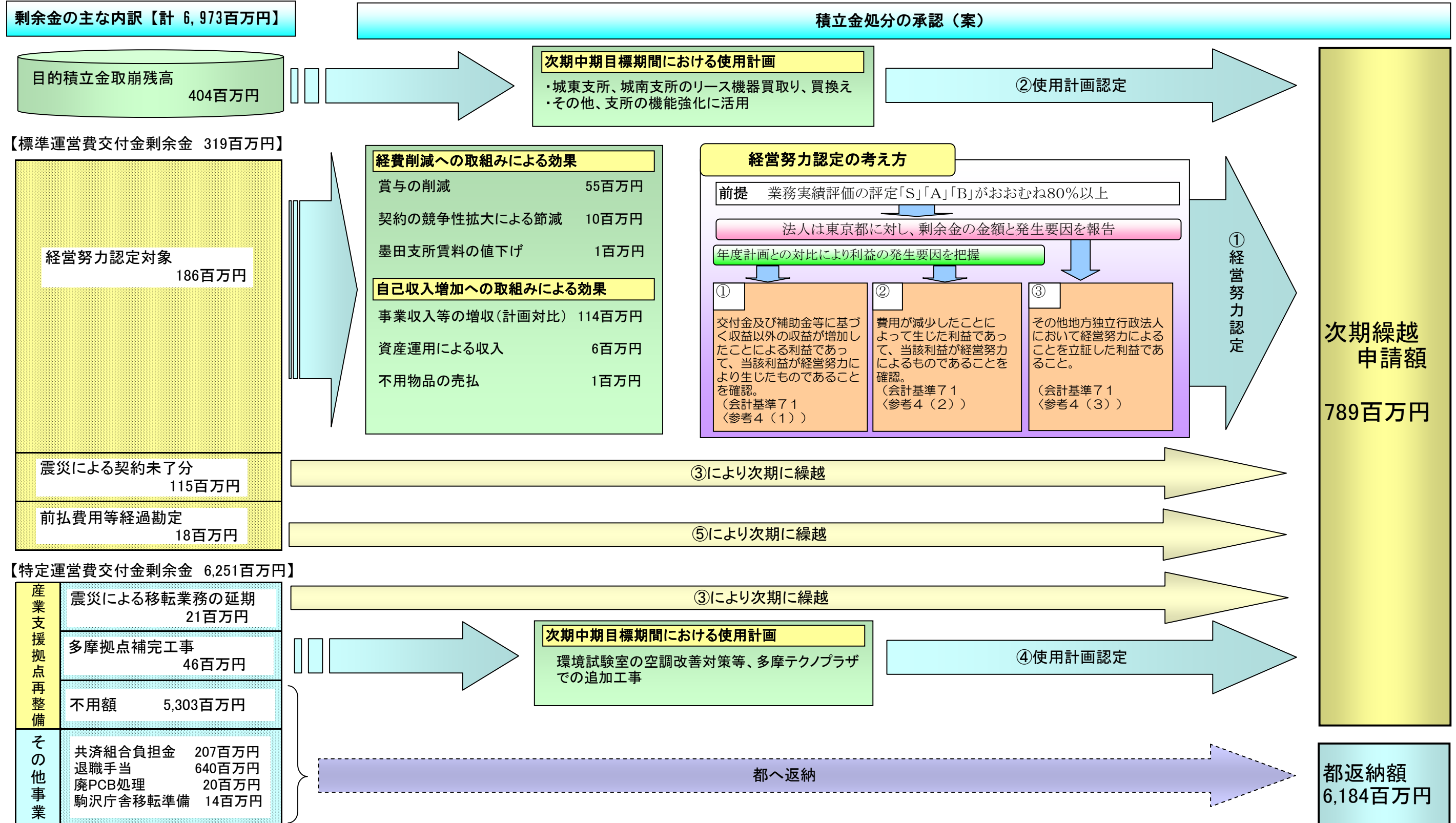


第1期中期目標期間 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの積立金処分案について

積立金繰越の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第4項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれかの要件に合致する場合に承認する。

- ① 経営努力により生じたと認められるもの
- ② 経営努力が認定された目的積立金については、次期中期目標期間において使用計画があるもの
- ③ 法人の責に帰せない理由により、期中に使用が不可能または著しく困難な場合であり、かつ、次期中期目標期間において執行が予定されているもの
- ④ 費用進行基準適用の事業のうち、次期中期目標期間において使用計画があるもの
- ⑤ 納付する現金がない棚卸資産や、前渡金・前払費用等の経過勘定（次期に費用計上される予定の流動資産）



(注) 百万円未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。